第７３号議案　藤枝市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第７３号議案から７５号議案までは、来年４月から実施される子ども子育て支援新制度実施に伴う一連の条例制定であります。

まず73号議案です。これまで長く培われてきた公的保育制度、市町村がその実施責任を負うこと、その責任つまり認可保育園制度で待機児童対策をとること、とされていたものを、根底から瓦解させていくものであります。

公的保育の責務とは、保護者は市と保育園の入園契約をし、市は保育園を提供する責務を負う、足りなければ市は保育園を整備する責務であります。ところが、今制度では保護者が保育園と直接契約をする、市は”あっせん”をするだけとなり公的な責任を負わなくて良いことになる。待機児童が発生しても保護者は自分で保育園を探さなければならなくなる。保護者個人への給付と、保護者と事業者の直接契約に切り替えていく事です。

その真の狙いは、現在認可の私立保育園で行われている、社会福祉法人による運営、営利を目的とはならない、かつ運営費を保育関連以外に使えない、このあり方を変えていくことにあります。

新制度における保護者への個人給付、これは使徒制限がありません。しかし実際はこの個人給付を親ではなくて保育事業者が代理受領をする。結果的にこれまで自由に使えなかった公費である運営費を、地方裁量型認定こども園においては株式会社の参入を可とし、公費を保育園が自由に使えることが出来るようにすること、公的保育をビジネスの儲けの対象と切り替えていくことにあります。そこには子供の健やかな育成などという視線はありません。

待機児童対策が急がれるのであれば、認可保育園を増設していけば良い事であるのに、国はそれに背を向け続けました。保育を儲けの対象とするには認可保育園は邪魔だからです。しかしながら、世論の厳しい指摘と保護者や保育士の運動を無視することが出来ず、児童福祉法２４条１項の自治体の保育実施の責務自体は残りましたが、廃案となった民主党政権時代の「総合こども園」法から始まり、この子ども子育て支援新制度に至るまでの間、複雑極まる制度の変遷がありましたが、一貫して貫いてきたのは保育の必要量の認定制度に伴う個人給付と事業所の自由な運営という形式で、保育をビジネスとする真の狙いだけはガンとして譲りませんでした。

それは現場で歪んだ形として現れている、本会議質疑で指摘しましたが、これまで幼稚園でも保育園でも一つのクラスの子供が朝から昼、もしくは夕方まで一緒に遊び、一緒におやつを食べる、小学校でも中学校でも当たり前に行われているこの集団生活のあり方が、幼稚園児と保育園児が同じクラス編成になり午後の2時には幼稚園児だけ帰ってしまう事、儲けの対象としている企業の要望でこれまで認められてこなかったかわいい園服やピアノ教室など多彩な上乗せ保育料の実施がこの条例で自由に出来るようになる、親の収入にかかわらずどの子もどの保育園でも一律の保育料で均一の保育を等しく受ける事で何の問題もなかったのに、幼少の頃から子供たちを競争社会に駆り立てている事、園と保護者との直接契約制度によって自治体の保育の実施責務を矮小化して肝心の待機児童対策の公的責務を後退させていること、4時間以上就労している親の子供たち全てが朝から夕方まで等しく同じ保育を受けている事でなんにも問題がなかったのに、保育の必要量の認定を持こんでさらに混乱を招いている事など、どの問題でも子どもの健全な育成とは正反対の改悪が行われようとしています。

もともとこの制度は、保育園は希望者が多いけれど幼稚園は定員があまっている、じゃあ幼保を一元化すれば待機児童も解消するという謳い文句ではじまりました。幼稚園と保育園、文科省と厚労省の垣根を超えれば親の願いに応えられると宣伝されていたのです。しかし実施にあたり様々な問題が噴出し結局は失敗に終わる、いきついたこの新制度は文科省と厚労省だけでなく内閣府まで絡んだ一元化どころか三元化されるという複雑怪奇な制度の姿に着地せざるを得ませんでした。結局親や子供たちの願いに沿わない法律はどうしても矛盾が吹き出します。本会議の質疑で、認定こども園のクラス編成は条例の定めにとらわれず保護者の願いもあり従来通り幼保別々にしていく事も視野に入れること、上乗せ保育料については入口での事業者と市の協議、出口での市の監査でブランド化を進める保育料徴収は排除していく、２点の前進面がありましたが、この法律は子供の立場にたったものではない本質的な部分で賛成することはできません。